

日本セキュリティ・マネジメント学会総務部会規程

JSSM-2-500

2005.05.12 制定 2011.5.30 改訂

第1条（目的）

本規程は、日本セキュリティ・マネジメント学会の総務部会について、その構成、役割等必要な事項を定める。

第2条（総務部会の構成）

総務部会は、本学会規程で定められた機関であり、委員は常任理事、理事および一般会員の中から構成される。

- 2．総務部会委員は、本人の希望、推薦等を勘案し、常任理事会が決定する。
- 3．総務部会委員の就任は、本学会会長が本人に委嘱するとともに、本学会HP等で公表する。
- 4．総務部会長は、総務部会委員の中から常任理事会が決定する。
- 5．総務部会長は常任理事会の承認を得て副部会長を任命できる。
- 6．総務部会長を含め総務部会委員の任期は1年とするが、再任を妨げない。

第3条（総務部会の役割）

総務部会は、会長を補佐し本学会の運営にかかわる下記の事項を担当する。

- (1) 事務局を統括する。
- (2) 総会、常任理事会、理事会など、学会の主要会議を運営する。
- (3) 学会の予算管理を行い、会計事務を統括する。
- (4) 学会の規則体系を維持管理する。
- (5) 学会のPR、会員増強などの広報業務を担当する。
- (6) 会長から指示されたテーマについて検討する。

第4条（運営）

総務部会の運営は、総務部会長の方針に基づき、総務部会委員間で役割を分担し、メール等で連絡を取りながら活動することを基本とする。

- 2．総務部会は、必要の都度総務部会会議を開催し、活動内容や課題を委員間で共有する。総務部会会議は、事情に応じてメール会議とすることが出来る。
- 3．会計事務の統括の具体的運営は、会計事務運用細則に定める。

第5条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、常任理事会が行う。

附則

この規程は平成23年5月30日から施行する。

以上